

# JTB教育旅行積立“Web申込システム”の手続きフロー

## 1 名簿のお預かり

保護者様と学校様の同意のもと、生徒様の名簿をJTB営業担当者がお預かりし、保護者様のお申込前にシステムに登録いたします。

※お預かりする情報は、学年、クラス、出席番号、カナ氏名などとなります。



JTB営業担当者

## 2 積立のご案内

Web申込の案内書面(保護者様用)をお渡しいたします(旅行説明会などでJTB営業担当者が直接配布する場合もございます)。



保護者様

## 3 保護者様の手続き

保護者様のパソコン・スマートフォンから手順に従ってお申込みいただけます。ご両親様、祖父母様も簡単に安心してご利用いただけるシステムです。

## 4 お手続き状況の確認

お申込み締切日までにお手続きが完了されていない生徒様(保護者様)につきましては、請求書をお送りします。

※お手続きの確認を学校関係者様にお願いすることがありますので、ご協力のほどお願いいたします。



## JTB Web申込システムなら

従来の媒体を利用していた頃比べて、手続きの手間が一気に省けます。また、国際基準に適合したセキュリティマネジメントシステムを導入しており、安心してご利用いただけます。



### ■ 決済に関して

- 口座振替処理は集金代行の外部サイト「Web口座振替受付サービス」に移行します。掲示される銀行より、ご希望の銀行を選択の上、ガイダンスに従って、お手続きをお願いします。
  - クレジットの場合も同様に外部サイトに移行します。同様にご希望のクレジット会社のガイダンスに従って、お手続きをお願いします。
- ※ご利用いただける金融機関は多数ラインナップしており、殆どの金融機関がご利用いただけます。

### ■ セキュリティシステムについて

JTB教育旅行積立システムはセキュリティマネジメントシステムに関する国際基準に適合した会社に委託し開発しております。また、申込Webサイトで利用する集金代行サービスは三菱UFJファクター株式会社に業務を委託。現時点で最も解読が困難なインターネット通信時にSSL (Secure Sockets Layer) 暗号化通信方式を採用していますので、ご安心ください。

## Q&A よくあるお問い合わせ

### Q メールが受信できません。

**A** お使いのパソコンやスマートフォンの設定により登録完了メールが正常に受信できない場合があります。その場合は下記をご確認のうえ、もう一度操作をしてください。

#### ▶メールアドレスは正しく入力されていますか?

「設定」や「アドレス帳」などから使用されているメールアドレスを確認してください。

#### ▶「迷惑メールのフィルター設定」をしていますか?

@nekonet.co.jpのメールが受信できるように設定してください。

#### ▶「URLを含むメールは受信をしない」設定をしていますか?

「URLリンク付きメールの拒否」の設定を解除してください。

▶ご利用場所の通信速度は安定していますか? アンテナマークが表示されており、電波が強いことを確認してください。

#### ▶メールが迷惑メールフォルダ等に移動していませんか?

迷惑メールのフィルタ設定を解除してください。

### Q 画面が変わるときに、「ページの有効期限切れ」などのエラーメッセージが出ます。

**A** ブラウザの「戻る」機能は使用しないでください。画面に表示されているボタン以外で操作をされると、「ページの有効期限切れ」などのエラーが表示され、自動的に接続が切断されますので、ご注意ください。前の画面に戻る場合は、画面内の「戻る」ボタンからお戻りください。

### Q 送られてきたメール本文記載のリンクをクリックしても契約者入力画面に移動しません。

**A** OS・ブラウザのご利用環境やバージョンによって、リンクが正しく表示されない場合があります。ブラウザの履歴情報を削除のうえ、メールにあるURLをアドレスバーに貼り付けて契約者入力画面にお進みください。

### Q Webページが正しく表示されません。

**A** 次の方法をお試しください。  
●ブラウザを一度閉じて、開きなおす。  
●ブラウザのキャッシュを削除する。  
●パソコンの再起動を行う。

### Q Web口座振替の手続きになぜキャッシュカードの暗証番号が必要なのですか?

**A** 金融機関のお届け印の代わりに、キャッシュカードの暗証番号のご入力が必要になります。

# JTB教育旅行積立

with a Smartphone, Tablet and Personal Computer

## Web申込システム



万全のセキュリティで安心・安全



スマホ・タブレット・パソコンなど  
お持ちの端末で

旅行申込から口座登録まで  
簡潔に完了!

※本画面は登録後、2回目以降からのログイン画面です。

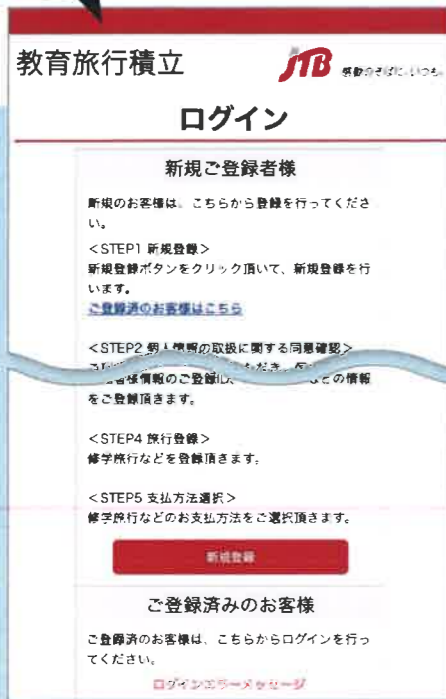


感動のそばに、いつも。

# 簡単6STEP! 所要時間 約15分

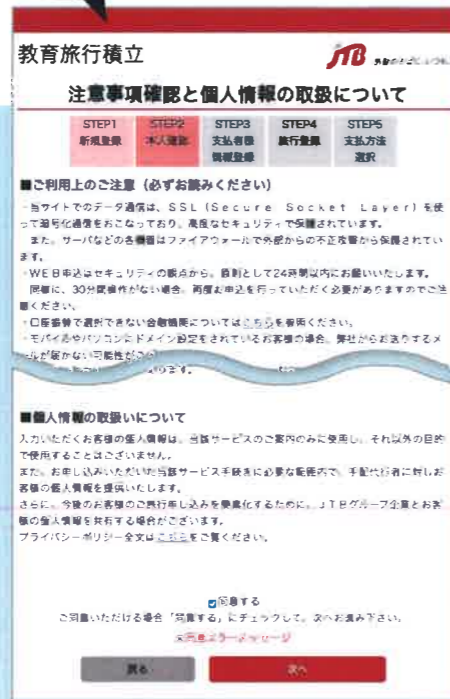
スマホ版で解説 画面上の説明文に従って入力していけば、簡単に完了します。(PCやタブレットでも内容は全く同じです。)  
※STEP1の開始前に案内状記載のURL又はQRコードよりアクセスしてください。

## STEP 1 新規登録



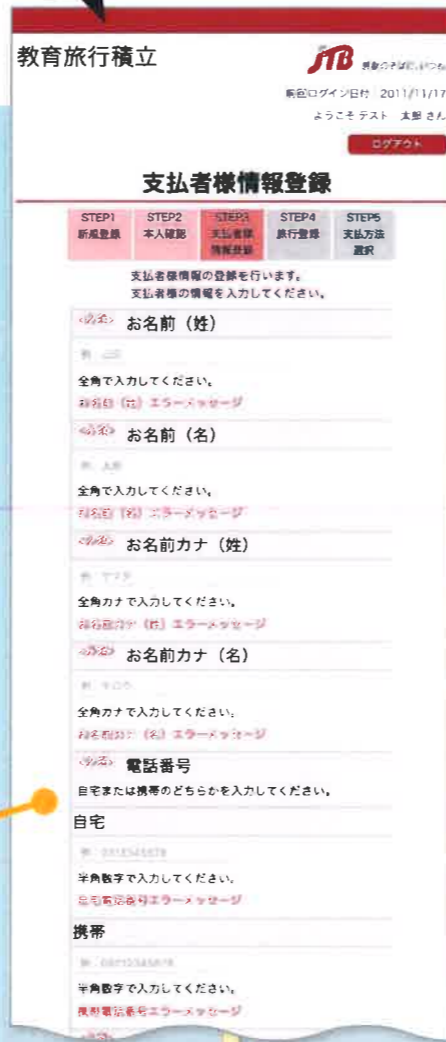
新規登録ボタンを押してください。

## STEP 2 同意確認



「同意する」にチェックして、次へを押します。

## STEP 3 支払者様情報登録



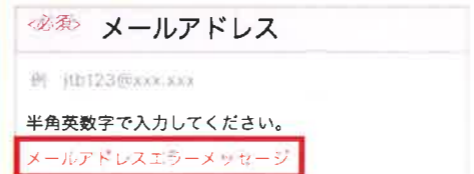
### 注意ポイント 「支払者様情報登録」の入力について

区分	留意事項
お名前(姓)(名)	全角で入力
お名前カナ(姓)(名)	全角で入力
電話番号	自宅(固定電話)あるいは携帯 半角数字で入力 “-”なし 例:0312345678
メールアドレス	半角英数字*で入力 例:jtb123@xxx.xx
メールアドレス(確認)	上で入力したメールアドレスを確認のため入力
ログインID	半角英数字*の8桁以上、15桁以下で入力 例:AbcdEfgHij12345
パスワード*	半角英数字*に加えて、記号を1文字以上使用し、 8桁以上、15桁以下で入力 例:Password#\$%12345 (使用できる文字) 半角英字/大文字 ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ 小文字 abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 数字 0123456789 記号 !"#%&'()*+,-./:;<=>?@[ \ ] ^ _ {   } ~
パスワード(確認)	入力したパスワードと同様のパスワードを入力
画像認証	不正な登録を防ぐため、画像認証を行います

\*1: 半角英数字 → 英字は小文字・大文字のどちらの使用も可で、混在させる必要はありません。  
\*2: パスワード → 設定できないパスワードは以下の通りです。  
● 英文字のみ (PASSWORD) など数字と記号が入っていない  
● 数字のみ (085678) など英字と記号が入っていない  
● 桁の不足 (7文字以下、16文字以上)

### 注意ポイント エラーメッセージについて

各入力項目で、下記のように赤字の「エラーメッセージ」が出た場合は、各項目の入力指示を再度お読みいただき、指示通りに修正をお願いします。

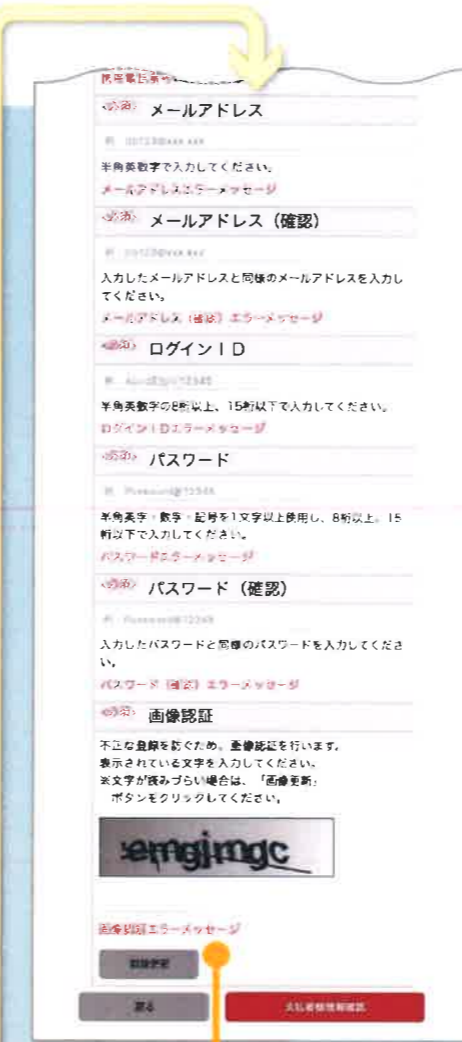


入力間違いがあると、「エラーメッセージ」が出ますので、確認して再度入力してください。

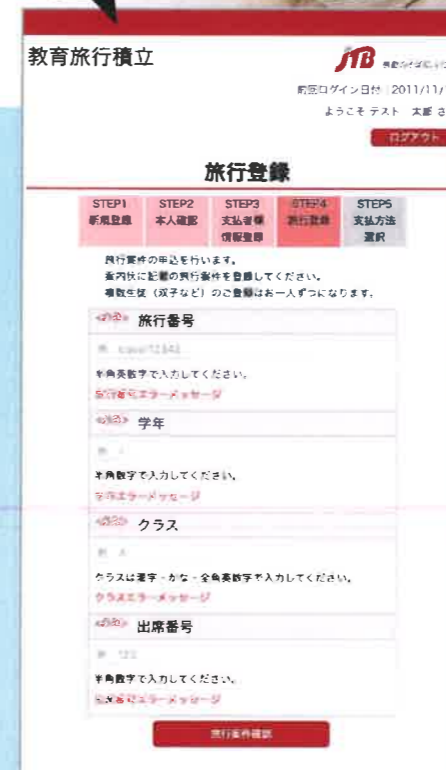
### 注意ポイント

### 少し時間がかかるSTEPです

「支払者様情報登録」は、1画面ですべての項目が表示されませんので、各項目に入力後、指で画面を抑えて下にスライドしてください。  
※STEP3の完了後、登録いただいたメールアドレス宛にメールが送付されます。そのメール内のURLをクリックしてSTEP4にお進みください。

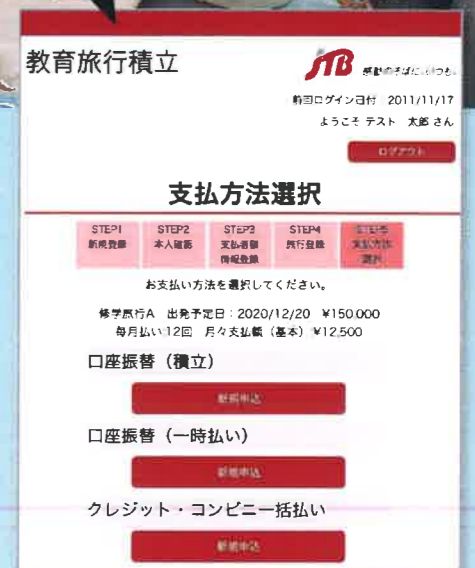


## STEP 4 旅行登録



- 旅行番号はJTBからお知らせします。
- 学年・クラス・出席番号は生徒様に確認の上、入力をお願いします。

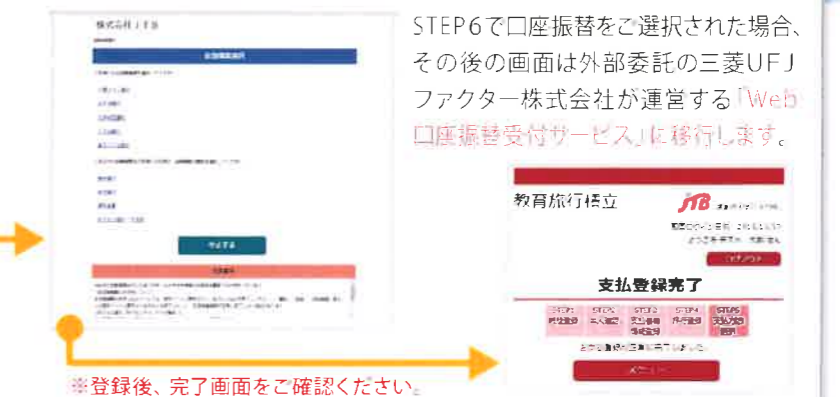
## STEP 5 支払方法選択



お支払い方法で『口座振替・一時払い』『クレジット・コンビニ一括払い』を選択された方はここで手続きが終了です。後日登録頂いたメールアドレスへお支払いに関するご案内をお知らせいたします。  
※クレジットカード払いに関してはご選択頂けない場合がございますのでご了承ください。  
『口座振替』をご選択頂いた方はステップ6へお進みください。

## STEP 6 決済(支払方法は4種類)

支払方法	積立	毎月の分割でお支払いいただくプラン
口座振替	一時払い	一括でお支払いいただくプラン
クレジット一括払い		事前登録後、旅行代金に基づいてクレジット支払が確定
コンビニ一括払い		旅行代金確定後、JTBよりメールでお知らせするQRコードをコンビニエンスストアに持参して決済



※登録後、完了画面をご確認ください。

# 教育旅行積立システム契約約款

## 第 1 条（約款の適用範囲）

この約款は、株式会社 JTB（以下「当社」といいます）及び当社が認めた店舗（以下には当社が認めた店舗を含め「当社取扱店」といいます）が取扱う次項に定める教育旅行を対象にして、お客様と締結する前払い集金契約（以下には「教育旅行積立 [毎月払いコース]」「一時払いコース」「一括払いコース」といい、必要な事項を定める事を目的とします。ただし、当社がお客様との間で書面によりこの契約の定めと異なる特約を結んだときは、その特約が優先します。

2 前項の教育旅行とは、学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校などが学校行事として実施する旅行（以下「教育旅行」といい、教育旅行を実施する学校等を「学校」といいます）をいいます。

## 第 2 条（契約の申込み）

当社に対し教育旅行積立契約の申込みをしようとするお客様は、当社所定のWEB申込システムに所定の事項を記入し、当社に提出していただきます。

2 本契約の対象となる教育旅行は、第 1 条第 2 項に定める教育旅行のうち、第 1 項の契約申込の時点で予め定めるものをいいます。ただし学校が契約成立時点で予定していた教育旅行の実施内容・実施時期を変更する場合、お客様は、当該学校が実施する別の教育旅行に限り本契約による積立金を旅行代金に充当することができます。

## 第 3 条（契約の成立）

本契約は、当社が、前条の申込を受理した後、当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、本契約成立後、お客様に対し、所定の手続き終了後に通知します。

## 第 4 条－ 1（支払い方法：毎月払いコース）

お客様は、本契約成立後、当社に対し、旅行代金の分割前払金を、当社指定の金融機関の中からお客様が指定した金融機関の預・貯金口座からの自動振替（以下「引落サービス」といいます）により、お支払いいただきます。

2 当社は、引落サービスによるお支払の場合には、お客様の預・貯金通帳等に記帳された記録をもって、分割前払金の領収書に代えさせていただきます。

3 当社は、お客様の指定した預・貯金口座から、お支払い日に残高不足等の理由により分割前払金の引落ができないときは、翌月の当該日に前回の未払いの分割前払金を合わせて引落をすることができます。

4 第 7 条による積立の中止または第 8 条に基づき本契約が解除されたときであっても、毎月払いコースで当初次回分として予定されていた引落金額を、事務手続の都合等により、過剰に口座引落をすることができます。その場合、当社は、当該金額を当該引落のあった日から 3 0 日以内の当社の指定する日に、お客様の該当口座への振込により返金いたします。

## 第 4 条－ 2（支払い方法：一時払いコース）

お客様は、本契約成立後、当社に対し、旅行代金の前払金を、当社指定の金融機関の中からお客様が指定した金融機関の預・貯金口座からの自動振替（以下「引落サービス」といいます）により、お支払いいただきます。

2 当社は、引落サービスによるお支払の場合には、お客様の預・貯金通帳等に記帳された記録をもって、前払金の領収書に代えさせていただきます。

3 当社は、お客様の指定した預・貯金口座から、お支払い日に残高不足等の理由により前払金の引落ができないときは、翌月の当該日に前引落をすることができます。

4 第 7 条による積立の中止または第 8 条に基づき本契約が解除されたときであっても、当初予定されていた引落金額を、事務手続の都合等により、口座引落をすることができます。その場合、当社は、当該金額を当該引落のあった日から 3 0 日以内の当社の指定する日に、お客様の該当口座への振込により返金いたします。

## 第 4 条－ 3（支払い方法：一括払いコース）

お客様は、本契約成立後、当社に対し、旅行代金の前払金を、「クレジットカード払い」又は「QRコード払い」によりお支払いしていただきます。

## 第 5 条（購入権の付与）

当社は、本契約成立後、購入権代金全額のお支払のあった日から予め当社の定めた期間を経過した日以降、当社取扱店において購入予定旅行の旅行代金の支払いに充てることのできる購入権を付与します。

2 購入権は、当社がお客様から支払いを受けた購入権代金の総額とします。

3 お客様が購入権を利用して購入された教育旅行につき、旅行取消または旅行終了後の精算により返金が発生した場合は、現金の引渡しまたは引き落としサービスを行った預・貯金口座への振込み、又はクレジットカードいずれかの方法のうち当社が指定した方法で返金いたします。

4 前項の場合の返金額は、お客様からお支払いを受けた購入権代金の総額と最終的に確定した旅行代金または旅行取消料との差額となります。また、返金にあたっては振込手数料等に相当する額を差引いて返金する場合があります。

## 第 6 条（購入権行使の委任）

本契約を締結するお客様（本契約を締結するものが学校である場合を除く。以下本条において同じ。）は、購入予定旅行を実施する学校が購入予定旅行の旅行代金の支払のために購入権を代理行使することを承諾し、購入権の行使に関する一切の権限を学校に委任するものとします。また、学校が上記委任にもとづき購入権を行使する際にお客様の意思確認は不要とし、当社は、学校による購入権行使に関し一切の責を免れるものとします。

## 第 7 条（積立の中止）

お客様は、当社が承諾することを条件として、当社に変更の申込書を提出して、前払金の支払を中止することができます。

## 第 8 条（契約の解除）

お客様は、当社の責に帰すべき事由により、当社が契約した教育旅行の購入を受け容れられなくなったときは、本契約を解除することができます。

2 お客様は、天変地異、その他やむを得ない事由により学校が購入予定旅行等の実施を取り止めることとなった場合には、教育旅行の中止に関する学校名義の文書を添付した所定の書面を提出することにより、本契約を解除することができます。

3 お客様は、お支払い開始日から購入予定旅行の開始日までの間に、転校もしくは退学により在籍していた学校から転出した場合、当社に対し、所定の書面及び転校もしくは退学を証する書類を提出することにより、本契約を解除することができます。

4 当社は、お客様が前払金のお支払を 1 ヶ月以上滞納された場合は 2 0 日以上 の期間を定めてお支払を催告し、その期間内にお支払がないときは、本契約を解除する事ができます。

## 第 9 条（解除の効果）

当社は、前条第 1 項、第 2 項、第 3 項に基づき本契約が解除されたときは、支払済みの前払金を、お客様に現金にて払い戻しいたします。

2 当社は、前条第 4 項に基づき本契約が解除されたときは、支払済みの前払金を、現金による払戻しはせず、旅行代金の一部として充当します。

## 第 1 0 条（申込書記載事項等の変更）

お客様は、お申込みの際に当社に提出されたご連絡先、氏名に変更があったときは、当社に変更事項を届出なければなりません。

2 前項の届出がない場合その他お客様の責に帰すべき事由により、当社からの通知

送付書類等が延着または到着しなかった場合は、通常到着するべきときに到着したものとみなします。

## 第 1 1 条（権利譲渡の禁止）

本契約に基づきお客様が取得する当社に対する権利は、譲渡、質入れ等の処分をすることはできません。

## 第 1 2 条（業務委託の同意）

当社は、本契約に基づく業務の一部または全部を、株式会社トラベルバンクなどの当社が選定した第三者に委託することがあります。

## 第 1 3 条（個人情報の保護と利用）

お客様は、本契約の申込み時または第 1 0 条第 1 項に基づく届出時に、当社に提出した個人情報（申込み時及び届出時にお客様が記入または入力する属性等の情報をいい、以下同様とします）の収集、利用または提供に関し、以下の各号に同意するものとします。

（1）当社及び本条第 5 項に定めた会社並びに学校が、取引上の必要のために、収集し利用すること。

（2）当社及び本条第 5 項に定めた会社並びに学校及び当社の委託した第三者が、本契約に基づく業務処理のために利用すること。

（3）当社及び本条第 5 項に定めた会社が、正当な事業活動に利用するため、お客様に宣伝広告物の送付等の営業のご案内をすること。

（4）当社及び本条第 5 項に定めた会社が、購入予定旅行を実施する学校に対して購入予定旅行の実施のために提供すること。

2 当社は、お客様の個人情報を注意して取扱い、その保護に努め、本条第 5 項に定めた会社並びに学校及び当社が委託した第三者にも同様の扱いを求めます。

3 お客様は、当社及び本条第 5 項に定めた会社に対し、宣伝広告物の送付等営業案内の中止を申し出ることができます。

4 お客様は、当社に対しお客様ご自身の個人情報を開示するよう求めることができます。開示請求により、お客様の個人情報の内容が、不正確または誤りであることが明らかになったときは、お客様は、当社に対し、書面をもってその訂正または削除を求めることができます。

5 お客様の本契約の申込み時及び第 1 0 条第 1 項に基づく届出時に、当社に提出した個人情報を収集、利用または提供を行う者は以下のとおりです。

株式会社 JTB  
株式会社 JTB 沖繩  
株式会社 JTB ビジネストラנסフォーム  
株式会社 JTB グローバルマーケティング&トラベル  
株式会社 JTB ビジネストラベルソリューションズ  
株式会社 JTB グランドツアー&サービス  
株式会社 JTB メディアリターリング  
株式会社 JTB ガイアレック  
株式会社 JTB ベネフィット  
株式会社 JTB ビジネスイノベーターズ  
株式会社 JTB コミュニケーションデザイン  
株式会社 JTB グローバルアシスタンス

## 第 1 4 条（前払金の支払可能期間）

本契約の前払金の支払期間は延長できません。

## 第 1 5 条（管轄裁判所）

本契約に関する当社とお客様との間の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって、専属合意管轄裁判所とします。

## 第 1 6 条（約款の改正）

この契約約款は、お客様の個別の承諾を得ることなく、当社から変更事項を当社所定の方法により告知し、改正することがあります。変更の通知後にお客様が本契約に基づくお支払をされた場合は、改正に同意されたものとみなします。

2 0 2 1 年 4 月 1 日現在